国立大学法人三重大学

~2020年くるみん(初回)認定~

所在地 津市栗真町屋町1577 業種 教育·研究·社会貢献業

労働者数 3.388 名



~ 行動計画期間 ~

平成 28 年4月1日~平成 31 年3月31日

- ~ 行動計画の取り組み内容・達成状況 ~
- 1. 男女を問わず希望する職員が子育て等をしながら働くことができるよう両立支援制度の活用を促進する。

【取組内容】

- ・全職員に「ワーク・ライフ・バランス応援ハンドブック」を作成・配布及びホームページへ掲載し、職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度を周知した。
- ・教職員の子どもたちが通う学内保育施設を増築し、収容定員を 65 名から 132 名に増やした。
- ・行動計画期間中において31名のイクボス宣言を行い、講演会を行った。
- ・全教職員を対象に「男女共同参画に関する意識調査」を実施し、その結果等を基に男女共同参画推進実施計画を策定した。それにより研究が停滞することを心配する教員に対し、両立支援として、出産・子育て又は介護の際も研究活動が継続されるよう、新たに研究補助者の雇用経費を大学側が助成する制度を設け、平成30年度は10名の教員が利用した。
- ・新たに防止措置が義務付けられたハラスメント等について研修会を実施した。 【達成状況】

管理職員は、職員が育児休業等を取得する場合、業務に支障が出ないように業務分担の見直しや代替職員の確保等の措置を講じ、職員が積極的に活用できるよう努めた。

2. 子育て等家庭生活充実のため所定外労働時間及び法定休日労働時間を縮減する。

【取組内容】

・各職場において、週1日の定時退勤日を設け、管理職員は職員の定時退勤につ

いて指導・徹底に勤めた。

- ・年次有給休暇の計画的な取得促進のため、各職員が年次有給休暇等使用計画 表を作成し、管理職員が指導するなどの工夫をした。
- ・ワーク・ライフ・バランス及び働き方の見直しに対する意識の啓発を図るため、 講演会を行った。
- ・ワーク・ライフ・バランスを一層推進するため、夏季期間を対象に時差出勤等を実施した。

【達成状況】

平成 27 年度の教職員一人当たりの月平均所定外労働時間及び法定休日労働時間の合計が 11.5 時間であったところ、平成 30 年度は 10 時間と縮減された。

※ 行動計画は認定対象となった当時の取り組みとなります。